

■申請先

- ・川内年金事務所
- ・役場本庁町民係、各支所町民福祉係

○お問い合わせ先

川内年金事務所
☎ 0 9 9 6 (22) 5 2 7 6
(自動音声案内②→②)

4月の火災救急情報

■火災 発生	0件
■救急 急病	42件 38人
交通事故	1件 1人
その他	34件 31人
■ドクターヘリ 出動	3件
運んだ人	2人

○お問い合わせ先

消防総務課 総務係
☎ (52) 0 1 1 9

に比べ、将来受け取る年金額が減ります。10年以内に保険料を追納することで将来受け取る年金額を補えます。

■未納のままにした場合

- ・高齢基礎年金を将来的に受けられない場合があります。
- ・障がいや死亡といった不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

※次の①②どちらにも該当する場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されません。

- ①初診日か死亡日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が3分の2未満の場合。
- ②初診日か死亡日の月の前々月までの1年間に保険料の未納がある場合。

年金

保険料免除制度があります

様々な理由で経済的に国民年金保険料の納付が困難な場合に、保険料免除制度が利用できます。

保険料免除は、本人、配偶者、世帯主の所得で審査され、20歳以上50歳未満の納付猶予は、本人、配偶者の所得で審査されます。

全額免除・納付猶予の継続申請でない方や、令和4年6月まで一部免除の承認を受けている方で、令和4年度分（7月～令和5年6月）の免除を希望する場合は、申請が必要です。

■追納で年金額を補えます

免除や学生納付特例、納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したとき

スポーツ安全保険

スポーツ活動中の事故などに備え、スポーツ安全保険に加入しましょう。

■加入できる団体

スポーツや社会教育活動を行う4人以上の団体

■保険料

年額1人あたり800円から（団体の活動内容により掛金が異なります）

※加入方法など詳しくはお問い合わせください。

○お問い合わせ先

社会教育課 スポーツ振興係
(内線2563)

きれいな河川を
守り続けるために

5月21日から6月20日は河川愛護月間です。私たちの身のまわりに流れている河川をみんなで大切に、きれいな河川環境を守っていくことを再認識するための期間です。この機会に、河川について考え、ごみを拾う、水を汚さないなどできることから始めてみませんか？

■わたしたちの河川に愛を

- ・ごみは河川などに捨てずに持ち帰りましょう。
- ・家庭などで発生した油や汚物は、河川に流さないようにしましょう。
- ・河川に生息する生き物を大切にしましょう。
- ・河川をみんなで美しく保つように心掛けましょう。

■愛護運動の実施報告

河川及び道路愛護運動を実施している団体は、配付した実施報告書を提出してください。

○お問い合わせ先

建設課 維持管理係
(内線2255)

マイナンバーカードを作ってみませんか

■役場の窓口で申請

町内に住所がある方はいつでも申請できます。次の①～③をお持ちください。

- ①通知カード（紛失の場合は不要）
- ②住民基本台帳カード（保有者のみ）
- ③本人確認書類2点（運転免許証・学生証・各種保険証・年金手帳・社員証など）

■スマートフォンで申請

- ①郵送された個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、申請情報を登録します。登録後、申請完了のメールが届きます。
- ②役場から通知書が届きます。

■証明写真機で申請

- ①証明写真機の操作パネルで個人番号カード交付申請を選択しQRコードを機械にかざします。
- ②必要事項を入力します。写真撮影をすると申請が完了します。
- ③役場から通知書が届きます。

※対応していない証明写真機もあります。

■マイナンバーカードの受取方法

通知書に記載された必要書類を持って、役場町民環境課町民係にお越しください。なお、受取日時の電話予約が必要です。

ご確認ください

- ※マイナンバーカードは1か月程度でできます。
- ※個人番号カード交付申請書は役場で再交付できます。
- ※令和3年10月20日から健康保険証としての利用も始まりました。（保険証として利用する際は事前の設定が必要です）
- ※毎月1回、日曜日にマイナンバーカードの申請や交付のため開庁します。予約制ですので開庁日時はお問い合わせください。

○申込み・お問い合わせ先

町民環境課 町民係（内線2124）

スマホでも
申請できる？



マイナンバーカード総合サイト▶

■募集中の町営墓地

- ・東谷墓地（宮之城屋地）
- ・弓場ヶ迫墓地（虎居）
- ・旭墓地（船木）

■現在使用中の方へ

- ・死亡などで使用者を変更し、まだ承継申請していない場合は必ず手続きしてください。
- ・墓石が未建立の方は建立してください。

○申込み・お問い合わせ先

町民環境課 環境係
(内線2127)

お知らせ

お骨の移動には
改葬許可が必要です

埋葬や納骨されている遺骨を、他の墓地や納骨堂に移すことを改葬と言います。改葬する際は、現在遺骨が埋葬や納骨されている自治体で改葬許可を受けなければなりません。その場合、事前に新しい納骨堂などから受入証明が必要です。

■改葬許可が必要な例

- ・他の墓地や納骨堂へ遺骨を移すとき。
- ・土葬されていた遺体を火葬後、他の墓地へ移すとき。

■改葬許可が不要な例

- ・分骨するとき。（遺骨を複数に分けて埋葬や納骨する場合）
- ・土葬などで既に遺骨が自然に還っているとき。
- ・土葬されていた遺体を火葬後、元のお墓へ戻すとき。

■その他

- ・墓地以外の区域への埋葬は、罰則の対象となります。
- ・申請書は町ホームページからもダウンロードできます。

○申込み・お問い合わせ先

町民環境課 環境係
(内線2127)



改葬手続き▶

くらしの
情報

町のイベントや手続きなど
様々な情報をお知らせします

税金

今月の納税

■町県民税第1期

納期限……………6月30日（木）
口座振替日…6月27日（月）

○お問い合わせ先

税務課 収納係（内線2113）

募集

シルバー人材センター
入会者募集

60歳以上の方、まだまだ現役です。続きはシルバー人材センターで。条件次第では、入会即就業も可能です。参加希望の方は電話でお申し込みください。当日直接参加も可能です。

■日時 6月21日（火）

午前9時～午前11時30分

■会場 町シルバー人材センター

■対象者 60歳以上の町民

○申込み・お問い合わせ先

町シルバー人材センター
☎ (52) 3 3 6 3

町営墓地の使用者を
募集しています

■申込資格

本町に本籍または住所がある世帯主の方で、使用許可後3年以内に墓石を建立し、焼骨を収蔵可能な状態にできる方。

■使用料

墓地の区画によって異なります。詳しくはお問い合わせください。